

令和7年10月27日

## 公示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定に基づき、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を変更したので、同条第9項の規定に基づき公示する。

富山県知事 新田 八朗

| 登録検査機関の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地   | 変更の内容     |
|-----------|--------|--------------|-----------|
| いなば農業協同組合 | 黒田 順郎  | 富山県小矢部市赤倉96番 | 検査員1名登録抹消 |

なお、登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類等は、富山県農林水産部農業経営課において一般の縦覧に供する。